

## お わ り に

近年、子どもたちをめぐる事件報道が相次ぎ、それにかかわって子どもの問題をさまざまな観点から解き明かそうとする取組を目にする機会が多くなっています。今回の子どもの権利条例づくりは、川崎の子どもたちに対する、いまそして将来への解決の方向性を示したものです。

子どもが一人の人間として、かつ未来の社会の担い手としてかけがえのない価値と尊厳をもつ存在であるからこそ、これらを社会全体の問題として受けとめ、子どもの人権保障の重要性を再認識し、子どもたちが明るく元気に、そして主体的に活躍できる土壌づくりのために、行政や関係機関だけでなく市民の総意のもとでの確かな対応をはかっていくことが求められています。

本答申は、こうした状況をふまえ、子どもたちにかかわる多くの課題は、子どもの権利保障という視点を市民全体で共有化し、かつ深めていく中からその解決がはかれるとの基本的考えのもとで、子どもの権利保障のあり方について述べたものです。

本検討連絡会議は、本答申で明らかにした諸提言について、市が真摯に受けとめ、制度化に向けて誠実に取り組むとともに、組織体制の整備や必要な財源の確保等につとめ、市民さらには子どもたちの期待に的確に答えるよう強く要望したいと思います。

また、制定後の子どもの権利条例を実効あるものにしていくには、市と市民との協働作業が必要不可欠であり、市と市民がそれぞれの役割を果たしながら、豊かな関係性を地域の中に築きあげ、次代を担う子どもたちの権利保障の実現に向け取り組んでいくことを期待しています。

また、このような取組が川崎の未来につながっていくものと確信しています。